



兵庫労働局発表
令和5年6月14日

【照会先】
兵庫労働局雇用環境・均等部指導課
課長 烏海 晃司
課長補佐 山本 竜次
(電話) 078(367)0820

報道関係者 各位

兵庫県内初のくるみんプラス認定企業誕生！！

「トーカロ株式会社」

—6月22日に認定通知書交付式を行います—

兵庫労働局（局長 金刺義行）は、令和5年6月7日付で次世代育成支援対策推進法に基づき、兵庫県内で初となる「くるみんプラス認定」を行いました。

当該認定は、次世代育成支援対策推進法の省令改正（令和4年4月1日施行）により創設されたもので、労働者の仕事と子育ての両立を図るために策定した行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たし、申請した企業を「子育てサポート企業」と認定する「くるみん」認定に加えて、「不妊治療と仕事との両立」にも積極的に取り組む企業に「プラス」認定を追加するものです。

今般、兵庫労働局において、下記のとおり認定通知書交付式を行います。

【くるみんプラス認定企業】

トーカロ株式会社

本社 神戸市
主たる事業 金属表面処理加工業
従業員数 811人



認定マーク「くるみんプラス」

不妊治療を受けながら仕事をする方を会社の上司、同僚等がサポートし、みんなで支えている手がハートになって、どんどん繋がっていくことでサポートの輪が会社や世の中全体に広がっていき、みんなの幸せになる様子を表しています。

◇認定通知書交付式◇

日時：令和5年6月22日（木） 14：00～ ※取材・撮影可

会場：兵庫労働局 局長室

（神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー14階）

<資料>

- 1 くるみんプラス認定企業の取組概要
- 2 くるみん認定制度について

トーカロ株式会社

所在地：神戸市
事業内容：金属表面処理加工業
労働者数：811名（男711名、女100名）



1 一般事業主行動計画

(1) 計画期間 令和3年4月1日～令和5年3月31日（6期目）

(2) 行動計画の内容

- ① 育児休業取得率を、女性は100%を維持、男性は7%以上とする
- ② 不妊治療休業規則を整備し、導入する

2 目標に対する取組結果

- ① 育児休業取得率 女性100% 男性51%
- ② 令和5年3月1日不妊治療休業規則を導入。イントラネットにより全従業員に周知するとともに、全従業員がeラーニングによる研修を受講。

3 主なくるみん認定基準達成状況

(1) 育児休業取得率

男性 51%（育児休業者30名、配偶者の出産した男性労働者58名）

女性 100%（育児休業者5名、出産した女性労働者5名）

(2) 小学校を卒業するまでの子を対象とする育児短時間勤務制度を実施

(3) 年次有給休暇取得奨励日の設定（年6～9日）、テレワーク勤務規程の整備

4 主なプラス認定基準達成状況

(1) 不妊治療のための休暇制度

不妊治療休業（最長1年。無給）

不妊治療休暇（最長1年、月1日の特別休暇（有給）。時間単位で取得可）

不妊治療福祉有給休暇（過去5年で消滅した年次有給休暇を不妊治療の際に利用可）

(2) 不妊治療のために利用可能な制度

短時間勤務制度（5時間50分以上7時間20分未満に短縮可。）

(3) 不妊治療と仕事との両立に関する方針、制度内容の周知

「不妊治療と仕事の両立支援制度の新設」についてトップメッセージを発信

併せて人事総務部長から「不妊治療と仕事の両立支援制度制定について」を通達し、両立支援担当者及び相談先についても全従業員に周知

(4) 不妊治療と仕事との両立に関する労働者の理解を促進するための取組

全従業員がeラーニングによる研修を受講

くるみん認定制度について

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。

この「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けた企業の証が、「くるみんマーク」です。

星(☆)の数は、
認定回数を表
します。



赤ちゃんが大事に包まれる「おくるみ」と、企業(会社)“ぐるみ”で、仕事と子育ての両立支援に取り組むことから名付けられました。

認定を受けると、くるみんマークを、商品、広告、求人広告などに付け、子育てサポート企業であることをPRできます。その結果、企業イメージの向上、労働者のモラルの向上やそれに伴う生産性の向上、優秀な労働者の採用・定着が期待できます。さらに、公共調達の加点評価等を受けることができます。
(裏面ご参照)

主な認定基準

- 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし**適切な行動計画を策定**したこと。
- 策定した行動計画を実施し、計画に定めた**目標を達成**したこと。
- 計画期間における、**男性労働者の育児休業等取得率等※**が以下の**いずれか**を満たしたこと。
 - ①育児休業等取得率が**10%以上**
 - ②**育児休業等取得率及び企業独自の育児目的休暇利用率が合わせて20%以上、かつ、育児休業等取得者が1人以上**
- 計画期間における、**女性労働者の育児休業等取得率※**が**75%以上**。
- **3歳から小学校就学前**の子どもを育てる労働者について、「育児休業に関する制度」、「所定外労働の制限に関する制度」、「所定労働時間の短縮措置」、「始業時刻変更等の措置に準ずる制度」の**いずれか**を講じていること。
- フルタイムの労働者等の**法定時間外・法定休日労働時間**の平均が**各月45時間未満**であり、**かつ**、月平均の**法定時間外労働が60時間以上**の労働者が**いない**こと。
- 「所定外労働の削減のための措置」、「年次有給休暇の取得の促進のための措置」、「その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置」の**いずれか**について、**成果に関する具体的な目標を定めて実施**していること。

※ 厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表

両立支援のひろば

検索



次世代育成支援対策推進法に基づくその他の認定制度

プラチナくるみん認定

くるみん認定又はトライくるみん認定を既に受け、相当程度両立支援の制度の導入や利用が進み、より高い水準の取組を行っている企業が、一定の要件を満たした場合、申請を行うことにより、優良な「子育てサポート」企業として厚生労働大臣の特例認定（プラチナくるみん認定）を受けることができます。



トライくるみん認定

令和4年4月1日、くるみん認定・プラチナくるみん認定の認定基準の引き上げに伴い、新たに「トライくるみん認定」が創設されました。
トライくるみん認定の認定基準は令和4年度改正前のくるみん認定と同じです。



「プラス」認定

「不妊治療と仕事との両立」に取り組む企業を認定する制度です。
「くるみん」等の認定を受けた企業が、不妊治療と仕事との両立にも積極的に取り組み、一定の認定基準を満たした場合に、3種類のくるみにそれぞれ「プラス」認定を追加するもので、「くるみんプラス」「プラチナくるみんプラス」「トライくるみんプラス」と称します。



プラス認定の主な認定基準

○くるみん等の認定基準を満たした上で、以下の4項目のプラス認定基準をすべて満たしていること。

(1) 次の①及び②の制度を設けていること。

- ① **不妊治療のための休暇制度**（多様な目的で利用することができる休暇制度や利用目的を限定しない休暇制度を含み、年次有給休暇は含まない。）
- ② 不妊治療のために利用することができる、**半日単位・時間単位の年次有給休暇、所定外労働の制限、時差出勤、フレックスタイム制、短時間勤務、テレワーク**のうちいずれかの制度

(2) **不妊治療と仕事との両立に関する方針**を示し、**講じている措置の内容**とともに社内
に周知していること。

(3) 不妊治療と仕事との両立に関する**研修**その他の不妊治療と仕事との両立に関する**労働者の理解を促進するための取組**を実施していること。

(4) 不妊治療を受ける労働者からの不妊治療と仕事との両立に関する**相談に応じる担当者**を選任し、社内
に周知していること。

※ プラス認定も受けている企業名は、「両立支援のひろば」のほか、**厚生労働省ホームページ**でも確認できます。
(くるみん認定、プラチナくるみん認定などの各認定企業一覧のエクセル表をご確認ください。)



(参考) 兵庫県内の認定状況 (令和5年5月末現在) 認定各企業名は兵庫労働局ホームページでも公表されています。

くるみん認定 (116社)

プラチナくるみん認定 (11社)

兵庫労働局 くるみん

検索



<お問い合わせ> 兵庫労働局雇用環境・均等部指導課 (TEL 078-367-0820)

神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー15F